



～ともに～ 皆心一つに

第16回公開学習会報告

学校安全ネットワーク勉強会

平成29年3月24日

体育スポーツ指導における教師の安全確保責任
～判例をもとに事故防止に対する認識を今一度考える～

1. 保育・幼稚園を含む教育現場と教員養成大学等での事故防止意識の希薄。
2. 損害賠償金とはどのような性質のお金か？
3. 教師にたいする厳しい過失認定判決に教育界（大学を含め）は委縮するか否か？
4. 法の基本理念
5. スポーツと法 ① 違法性の阻却 ② 危険の同意
6. 過失の理念

「其の為すべきことを為さぬとか、或いは為し得べからざる事を為すとか、又は為すべき事を為すに当たって其の方法が当を得ていないとか、そう云うような風の場合を総じて過失といたしました。」

「過失と云う事柄は人の気風性質等に依ると云うことではないのであります。通常の十人前の人其の事柄の性質、夫から其の時其の場所に於いて通常与うべき注意を欠くと云うことであります。」

(法典調査会・民法議事速記録40巻145丁・191丁 穂積陳重博士の説明)

7. 児童・生徒と学校の法的関係と、学校の義務
8. 判例に見るクラブ活動と教師の過失判断基準
9. 形骸化している国家賠償法1条2項
10. 重過失の現在の基本となっている最高裁判断
11. 【 他の重要参考判例 】



日野一男(実践女子大・短期大学名誉教授
日本ハラスメント&リスクマネジメント代表)

当日のレジュメの小見出しを示し、講演内容をお知らせします。「過失の理念」について法典調査会・民法議事録の穂積陳重博士の言葉を引用されていますので、報告のポイントとして、左記に掲載しました。

日野氏のお話は裏付

けとして、常に判例がしめされ、具体性を基に話が進められ、日常生活と照らし合わせ聞き入りました。

また、参照として示された判例は、裁判を傍聴されて保護者と深くかかわられてきた体験が裏打ちされ、亡き被害者の遺影が目に浮かび、不覚にも涙しました。



お知らせ!

第4回総会&第17回公開学習会(シンポジウム)のお知らせ
 日程 2017年6月10日(土) 総会 午後1時・シンポジウム 午後2時半
 場所 早稲田大学戸山キャンパス 33号館 16階 (第10会議室)

多くの皆様のご参加をお待ちしております。
(お顔をお見せください!)



岐阜県高山市 (170319 参加者約40名)
報告 出井 博文

冒頭で、龍野高校テニス部・栗岡さん、・澤田君(長野県松本市)、米谷君(ハンドボール事故)などの現況や教育委員会のビデオ映像(持参)を十分程度視聴。

出井が、「子どもが事故にやられれば、間違いなく親も被害を受ける。子どもは未来を失うが、親も同様、未来を奪われることになる。」と述べて、小児科医師の集會に、弁護士目から見た学校事故の現状報告を行った。

出井: スポーツ安全や部活等に関する教育委員会でのやりとりなどを見て、どう思うか

医師: 新聞紙上やテレビの上での話であると、割り切って思うようにしている。

(終了後の名刺交換の際、あまりにも学校の危機管理ができていないので、悲惨な目に遭う子どもたちを直視できないでいる、との気持ちから回答したと述べられた。)

出井: スポーツ安全について、事故が起きたら、学校側は、法的責任はともかく、事故調査をきちんと行い、謝るべきである。

出井: 「巨人の星」とか、「エースをねらえ」、「サインはV」など、スポコン漫画で育った世代が今、指導者になっている。自分の経験がベースとなり、それを実行している向きもあるが、それがそもそも事故の温床となっている。

科学的な上達方法を習ってこなかった。根性論の部分も多く、「安全にスポーツを行うべき」という時代にそぐわない。成長途上にある子ども達の体に、無理な負荷をかけ、事故の対処方法も確立していない。

出井: 内田先生、溝口先生、宮本先生や、鈴木先生などと、スポーツ安全の会を立ち上げたが、その中で議論をしている。

名古屋大学の内田先生は、スポーツ安全を図るのに、30年かかるとおっしゃっていた。今の指導者が30年前の経験で、現在無理なことを行っている。とても残念である。

柔道銀メダリストの溝口先生は、フランスの柔道界の安全レベルに触れ、どうして日本では、死亡事故や重篤な障がいが発生するのか、それが理解できないというレベルに達している、とのこと。日本では、安全を図ることが物理的に不可能ということはなく、そういう概念を知らないレベルなのではないか。

スポーツインストラクターの宮本先生は、日本のスポーツ界は、体のできる20歳までに酷使しすぎて体がボロボロになり、20歳からの伸び代がなくなっている、とのこと。本来であれば、そこから伸びていくべきものであるが、それまでにダメになってしまっている。

第17回 園・学校保健勉強会



春の中橋

日時 平成29年3月19日(日)
受付開始 午前8時半
勉強会 午前9時~午後5時
会場 高山赤十字病院 3階講堂
岐阜県高山市天満町3-11
電話 0577-32-1111(代)
参加費 医師・歯科医師 ¥5,000
その他の職種 未了



合掌郷

【主催】 一般社団法人 日本外来小児科学会
【後援】 岐阜県医師会、高山市医師会、岐阜県小児科医会、岐阜県教育委員会、高山市教育委員会、飛騨市教育委員会、岐阜県保健研究協議会、岐阜県私立幼稚園連合会

第17回世話人 矢嶋茂裕(矢嶋小児科小児循環器クリニック 岐阜)

質問: 学校の顧問の先生は、部活に出席しなければならない法的責任があるのか。

出井: 学校の管理責任は最終的には校長にあるが、内部分掌されている。「学校の活動としての部活」ということであれば、顧問の先生は出席するのが望ましいといえるが、必ず出席しなければならないというわけではない。それでも安全配慮の責任はあるのであって、それが満たされているならば、必ずしも出席しなくても、法的責任を負わない、ということになるし、校長も同様であろう。

学校の管理責任として過失が肯定されれば、顧問が出席しないことで過失責任がある、ということにもなる。

部活に限らず、社会体育という形、学校の施設を貸し出して、保護者の管理下に責任を移す、ということも行われているが、この場合には学校に原則、責任はない。

責任範囲を限定するために、長野県のように、朝練を禁止している県もある。

質問: 質問:危機管理に関するやりとり。

試合前に水を飲む、体調をチェックする、など一通りのチェックを行うことが必要との、東京都町田の先生。学校の危機管理については、どうなっているのか?

出井: 残念ながら、企業の危機管理は大変進んでいるといえるが、学校、とくに公立学校の危機管理は、まれに進んでいるところもあるが、一般的には何にもできていないに等しいと思った方がよい。

部活の管理については、安全管理などを行っているところはまれ、と言ってよい。

地震対策にしても、校長、一般職員などは、消法上の校庭への避難訓練が避難訓練だと誤解している方もいる。

有事の際には、保護者に引き渡すことを目的としているので、学校にかけつけられない保護者のために、どうしたらよいのか、ということについては検討されていなかったりする。防犯対策については、池田小のことがあってからは、「さすまた」などが導入されていたりするが、使用訓練などをやっているか否かは疑問。総じて、何もできていない。



出井：龍野高校の事案を紹介します。

生徒が5月27日、気温27度、コート上は35度で、ばったり倒れて、至急運ばれたところの診断は、激症型心筋炎であって、熱射病とされなかった。この場合、そういう診断はありうるのか。裁判上の因果関係やその主観的認識、いわゆる過失については、科学的因果関係や認識ではなく、法的評価としてある程度の遊びがあったりする。そういう意味では、この場合には、熱中症という診断が正しいとして訴えたが、地裁では因果関係なしとされ、高裁・最高裁では熱中症による心停止という診断となった。

医師：たしかに、そういう診断はありうる。



出井：学校事故に関する法的責任を判断する上で、総じて、因果関係の判断は厳しい。

出井：学校の危機管理を進めていかなければならないのではないのか。学校において、生徒が安全に過ごすことができる権利、というものを近時は木村草太という憲法学者が主張している。

私も賛成だが、弁護士で学校の先生となった方の著書で、これだけは許せない、とする記述があった。危機管理を進めれば、学校の先生は、より多くの危険に気付くことができたはずであるから、責任を肯定されやすくなるので、相当程度の危機管理で足りる、という弁護士の意見もある。

私は大反対である。

法的責任の所在などは後付けの評価の問題に過ぎない。

それにより責任を問われることになるのがいやだからといって、子どもの生命身体の安全とを天秤にかけるといことがあってはならない。第一次的に、子どもの生命身体の安全を図るべきである。

こういう意見に対してはがっかりさせられた。本当に弁護士なのか、先生なのか、と思わざるを得ない。

出井：総じて、現場の先生方は繁忙であり、職場環境、労働環境を良くしなければ、子ども達にとってもよくなる。先生たちを大切にすることも必要であるし、理解のある先生方に、学校と対立する立場の弁護士を理解し、目指すところは同一だとおっしゃってくださっている。

(文責 弁護士 原田 敬三)

【参加後の感想】

出井博文

小児科の先生達だけあって、子ども達の遭遇している危険がとても大きい、ということに気付いておられるようだった。しかしながら、それをどうやって解消したらよいのか、ということについては、具体的に動きがない現状を大変憂いている感じがした。

そういうことが問題であるということ強く感じておられるし、とにかく、学校事故などで障害を負った子ども達と直接接しているの、その問題性について、ビビッドに感じておられることがとてもよく伝わってくる。

医療現場では、さぞ悲惨な状況を目の当たりにしているのだろう。

弁護士などは、バーチャルなどところにいるような印象さえ受けた。確かに、目の前で、一秒、一刻を争うことなど、あまり弁護士にはないかもしれない。医師の先生方が公立学校の危機管理体制の確立を望んでいることは明白である。

問題意識は強く持ちつつも、それを改善しようという動きが何もないので、あきらめの境地に陥っている感さえあった。そういう動きを一緒にやっていけば、強い力になるのにと考えた。

根本的に、学校の先生方の忙しさを何とかしなければならぬ。

あれやれこれやれ、という、既存の文科省型というか、指示命令型の通達行政の危機管理ではだめで、現場思考重視のレジリエンス・エンジニアリングの導入が必要である。いままで、どこに提案しても受け入れてもらえてないが、最近は認識が高まってきているようである。

現場の先生方の熱心さには、頭が下がる思いがした。この間、30件以上断られたという依頼人が来られたが、弁護士会はどう考えているのだろう。

医師と比べて、弁護士は、その現場で子ども達の血を見たり、ぐったりしている子どもを見たりすることがあまりないし、起きていて事態についてバーチャルすぎないか、と思った。自分の子ども達がそういう目に遭ったらと思うと身ぶるいがする思いである。

ただし、私の印象では、そういう事故が起きると、教員も傷ついているのは事実である。教室で子ども達と過ごす時間は、その年度で考えれば、親よりも長いかもしれない。他人事ではないという教員の気持ちもよく分かる。

学校の安全管理について、きちんと確立していかなければならないのではないかと思います。

以上



学校安全ネットがおすすめする この一冊！ Vol.11



出版社 一粒書房
定価 1080円(税込)
著者 渡辺順子

「加害者は学校によって作られる」

いじめ自殺案件は新聞もよくとり上げるが、いじめ退学は、マスコミもとりあげていない。本件のレポートは、最悪の事態を免れた高校生のいじめの記録である。

大方のいじめがそうであるように圧倒的多数者がいじめ側であり、被害者は孤立していた。もう一人いじめ被害者がいたが、いじめグループは二人のいじめ対象生徒に悪意あるメールをさせあい、それを楽しんでいたという。

民事裁判では、7人の生徒とその保護者が被告である。

いじめ被害の訴えに、学年主任は被害生徒を呼び、加害生徒数人に謝罪させる。「全員許すな」と言われ、「絶対許しません。」の彼らの返事に、学年主任は、「許すと云え」「俺たちが忙しい中、いつまでこの問題に時間を取らせるんだ。」「あんまり調子に乗るととぶっ殺すぞ」と恫喝し、容赦を強要される。学年主任の対応は、いじめは解決の課題ではなく、問題処理の対象に過ぎなかったようである。

親子は、この学校の「いじめ天国」の校風に絶望し、避難の為退学した。

学校側からは学習支援を申し出られ、「お母さんも不信感を除いてから来て下さいね。」と言われ、元教頭からは「また〇〇君が高校に来たら、あらたなトラブルが発生するのでは？」と疎まれ、他クラスの先生からは、「いじめ退学は知らない」、生徒指導主事は、「保護者から直接言われても、学年から上がってこないと難しい。」「私たちは学年を信じます。」と突き放される。

渡辺さんは弁護士に相談し、その後10回以上「情報開示」くりかえすことになる。「人権救済の申立」のきっかけを掴み、更に最初に相談した「ニコリともしないとつっきの悪い」弁護士に、民事訴訟を依頼することになる。

その後、渡辺さんは同じ高校で数名のいじめ被害者の存在をその保護者を通じて知ることになる。「渡辺さん以外にいじめ報告は県教育委員会には上がっていない」と言われ、この高校の「いじめかくし成功」を知り、愕然とする。

「不登校の親の会」にも出席して、「被害者のこころの回復は家族の協力だけにかかっている」「文科省通知は何の強制力もない。」との原点に立った。

高校に対しては、人権救済申し立て、加害生徒には損害賠償請求の2本柱を決意する。その詳細は本文記述に任せるとして、各制度利用については、できる限り全般的記述を心がけ、その点での良き指導書である。

著者は、2012年9月10日に発生したいじめ自死事件を悲しみ、怒り、県教育委員会の小手先の対応がその原因であろうと強く示唆している。

弁護士 原田敬三

☆学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対するご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します

振込先 00130-9-346463
加入者名 学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL 03-3511-5070
FAX 03-3511-5784
E-mail uta@yoko-no-heya.jp
HP <http://gakouanzen-network.com>

NEW!

スマホからも見られます

事務局所在地

〒102-0071
東京都千代田区富士見
2-7-2
ステージビル1706号
南北法律事務所 内

